

復興住宅新築のご案内

制度の概要

東日本大震災により被災した住宅の早期復興のため、市民が行う住宅の新築工事の経費の一部を支援する制度です。

◆申請される皆様へのお願い

補助を受ける場合は制度および申請の方法を十分理解したうえで、正しく手続きを行っていただく必要があります。

◆用語の定義

- 東日本大震災：平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（当該地震の余震を含む。）による災害
- 被災者：自ら居住していた住宅に東日本大震災により被災を受けてり災証明（原則として全壊又は半壊）又は被災を証明する書類の交付を受けた者又はその家族
- 復興住宅新築：東日本大震災により住宅を滅失した被災者（住宅をやむを得ず解体した者又は住宅が居住不能となった者を含む。）が、市内に自ら居住するために行う住宅の新築又は購入をいう。

◆対象者

対象者は、市内に自ら居住するために復興住宅新築を行う被災者

◆対象住宅

対象となる住宅は、次の全ての要件を満たすことが必要となります。

1. 被災者である申請者が居住する住宅であること。
2. 一関市内にある住宅であること。
3. 過去にこの事業（同一対象工事）の支援を受けていない住宅であること。

◆対象事業

被災者が実施する新築工事又は購入で次に該当するもの。

1. バリアフリー対応

評価方法基準（平成 13 年国土交通省告示第 1347 号）第 5 の 9 の 9-1 (3) 八等級 3 の基準を満たすもの。（既存住宅の購入にあたっては、同基準第 5 の 9 の 9-1 (4) 八等級 3 の基準を満たすもの。）

※評価方法基準第 5 の 9 の 9-1 (3) 八等級 3 の基準の概要（参考）

① 部屋の配置

日常生活空間のうち、便所が特定寝室（高齢者の利用を想定する寝室）の存する

階にあること。

- ② 段差
 - a 日常生活空間内の床が、段差のない構造であること。
 - b 日常生活空間外の床が、段差のない構造であること。
- ③ 階段
 - a 勾配が22/21以下であり、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ踏面の寸法が195mm以上であること。
 - b 蹴込みが30mm以下であること。
- ④ 手すり
 - a 手すりが基準に適合していること。
 - b 転落防止のための手すりが設けられていること。
- ⑤ 通路及び出入口の幅員
 - a 日常生活空間内の通路の有効幅が780mm（柱等の箇所にあつては750mm）以上であること。
 - b 日常生活空間内の出入口の幅員が750mm（浴室の出入口にあつては600mm）以上であること。
- ⑥ 寝室、便所及び浴室
 - a 日常生活空間内の浴室が基準に適合していること。
 - b 日常生活空間内の便所が次に掲げる基準に適合していること。
 - c 特定寝室の面積が、内法寸法で9㎡以上であること。

2. 県産材使用

10立方メートル以上の県産材（岩手県産材認証推進協議会が実施する県産材の産地証明制度により県産材として証明された木材又は市長が認めた木材をいう。以下同じ。）を使用するもの。

◆補助金等の算定方法

補助金等の額は次に掲げる額の合計額とします。

1. バリアフリー対応

住宅の床面積ごとに、次の表に掲げる額とします。

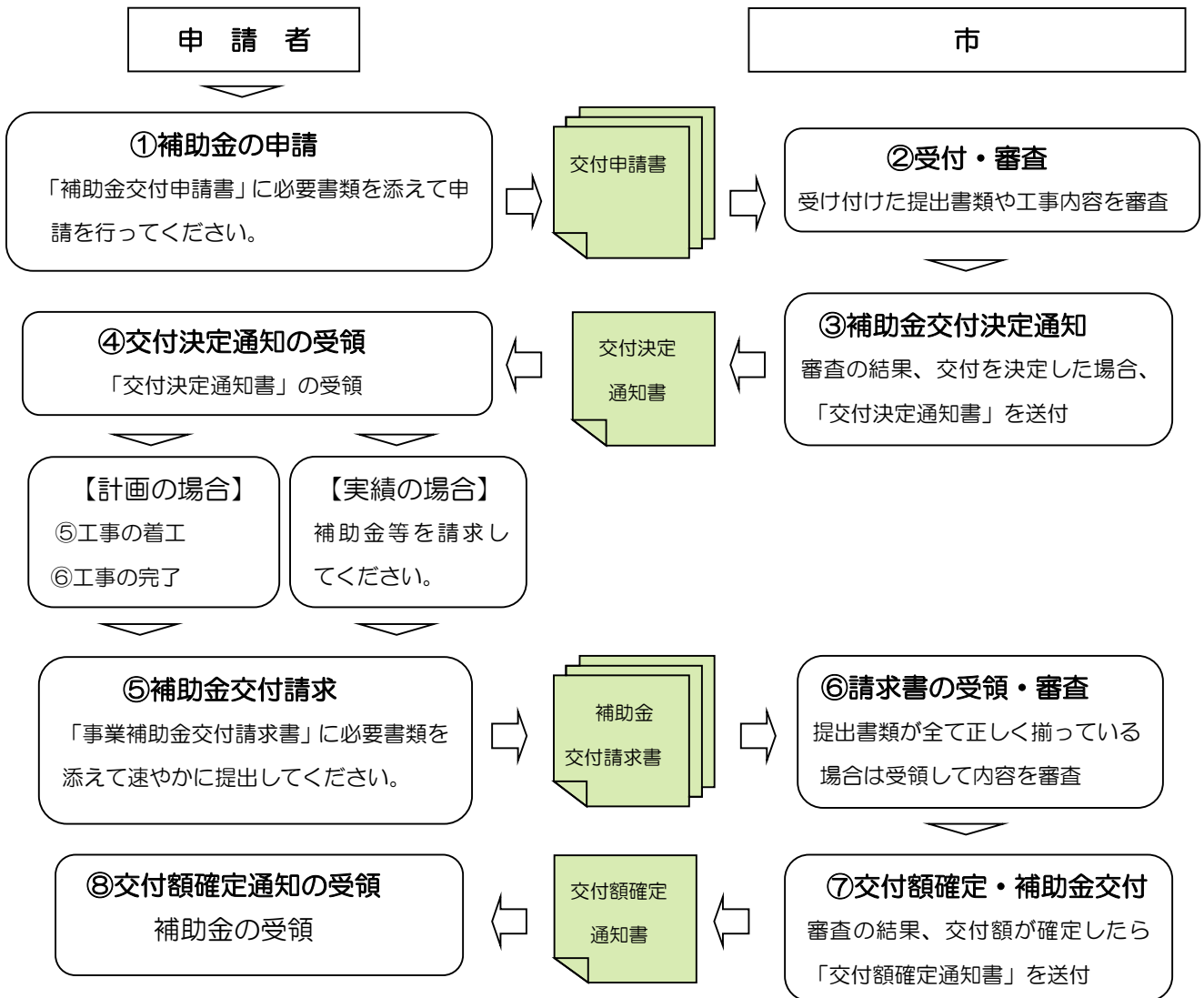
床面積	補助金の額
75平方メートル未満の場合	40万円
75平方メートル以上120平方メートル未満の場合	60万円
120平方メートル以上の場合	90万円

2. 県産材使用

県産材の使用量ごとに、次の表に掲げる額とします。

県産材使用量	補助金の額
10立方メートル以上20立方メートル未満の場合	20万円
20立方メートル以上30立方メートル未満の場合	30万円
30立方メートル以上の場合	40万円

申請の手順（交付までの流れ）



提出書類等（復興住宅新築）

	提出書類	様式	提出部数	添付書類	提出時期
当初申請時	補助金申請書	第1号	1部	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画（実績）書（様式第8・9号） り災証明書又は被災を証明する書類（写し） 滅失若しくは解体の状写真又は居住不能を証する書類 住民票 被災住宅の所有が分かる書類 その他市長が必要と認める書類 ○補助区分ごとに以下の書類 【バリアフリー対応の場合】 	別に定める

				<ul style="list-style-type: none"> ・建築確認済証及び建築確認申請書（平面図を含む。）の写し ・住宅性能評価書又は証明書（登録住宅性能評価機関が発行するもの）の写し 【県産材使用工事の場合】 ・建築確認済証及び建築確認申請書（図面を除く。）の写し 	
事業変更時	事業変更承認申請書	第10号	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・変更内容を証する書類 ・その他市長が必要と認める書類 	事由発生日から起算して15日以内
事業中止、取止め時	事業中止、廃止承認申請書	第8号	1部		事由発生日から起算して15日以内
事業完了時	事業補助金請求書	第11号	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約書又は住宅購入契約書の写し ・工事費又は購入費の支払を証明する書類 ・その他市長が必要と認める書類 【バリアフリー対応工事の場合】 ・完成写真（全景及び主な基準適合を確認できる写真） 【県産材使用工事の場合】 ・完成写真（全景） ・岩手県産材認証推進協議会における岩手県産材産地証明等、県産材であることを証する書類 	完了したら速やかに

※ 補助金決定通知書を受けた後に、対象事業を変更する場合は、変更承認を受ける必要があります。（ただし、工事内容の変更で、補助額に変更を生じないものは除く。）

※ 廃止する場合は、廃止の承認を受ける必要があります。

※ 申請者にかわって代理者が申請を代理する場合は委任状を提出してください。

※ バリアフリー基準適合証明書の発行業務は(一財)岩手県建築住宅センターで行っております。

証明手数料 10,000 円/戸～14,000 円/戸

問合せ先 電話：019-623-4420 ホームページ：<http://www.ikjc.jp/>

申請受付・問合せ先

一関地域は都市整備課 電話 21-8541

一関地域以外は各支所建設水道課

花泉支所 82-2211 大東支所 72-2111 千厩支所 53-2111

東山支所 47-2111 室根支所 64-2111 川崎支所 43-2111

藤沢支所 63-2111